

【変更承認申請の詳細】

経常費補助事業変更承認申請書・請求書の提出について

1 変更承認申請書の提出について

(1) 変更承認申請書の提出園(法人)

変更承認申請書(様式第2号)の提出が必要な園(法人)は、次の①、②のいずれか、又は両方に該当する園(法人)に限ります。

- ① 「令和元年度経常費補助金内示表【変更】(令和2年2月28日付)」の「最終配分合計額」が「変更交付決定額(令和2年2月25日付)」を上回る園(法人)、かつ、「変更承認申請書(令和2年2月1日付)」を提出した園(法人)
- ② 当初の交付申請書(令和元年6月1日付け)で記入した「補助金交付申請額」の金額より「令和元年度経常費補助金内示表【変更】(令和2年2月28日付)」の「最終配分合計額」が上回る園(法人)。

(2) 変更承認申請書添付書類の提出要領

○様式「別紙-1」

上記①、②に該当する全園が提出

○様式「資金収支予算(各園別内訳表)」

複数園法人のみ提出

(3) 変更承認申請書の記入要領(別添の記入例を参照して下さい。)

○様式「別紙-1」

「補助事業変更の内容」における「変更前」の欄には、「変更承認申請書(令和2年2月1日付)」の「変更後」の内容をそのまま書き写して下さい。

「変更後」の府補助金額は、「令和元年度経常費補助金内示表【変更】(令和2年2月28日付)」の「最終配分合計額」を記入して下さい。

2 補助金の交付日

補助金は、次のとおり交付します。

交付日(第4回)	支払額
3月30日(月)	支払額 = 今回の提示額 - 変更交付決定額(2月25日)

3 請求書の提出について

「令和元年度経常費補助金内示表【変更】(令和2年2月28日付)」の「最終配分合計額」が「変更交付決定額(令和2年2月25日付)」を上回る園(法人)は、必ず請求書(様式第3号)を提出して下さい。

4 その他

各園の予算書における大阪府経常費補助金収入額については、今回内示した補助金額に補正して下さい。